平成２８年（フ）第６９９号
福岡市東区舞松原１丁目８番７号
債務者　竹隈　浩一
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２号
鹿児島県阿久根市波留6128―10　幸アパート15号、住民票上の住所鹿児島県薩摩川内市上甑町小島153番地
債務者　山口ひかる（旧姓有村）
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
鹿児島県薩摩川内市鳥追町２番５号　グランドパレス薩摩川内802号
債務者　麻生　智春
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１１４号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門3495番地17　町営富士見住宅２号棟410号室、前住所山梨県南巨摩郡富士川町小林1961番地２
債務者　佐野　文子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７号
大分県日田市大字庄手275番地３ソレアードヒルズＣ101号
債務者　吉弘　悠馬
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第４９７号
名古屋市中川区かの里３丁目619番地　ミレフィオーリ101号
債務者　和田　耕一
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３号
三重県鈴鹿市東磯山２丁目15番18号
債務者　杉野　亜紀
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２６６号
神戸市須磨区行幸町２丁目３番８号ベルディール須磨101号、従前の住所神戸市須磨区須磨本町２丁目１番10号
債務者　埴岡　大祐
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７０号
神戸市垂水区西脇２丁目７番23号ル・シェール多聞103号、従前の住所神戸市垂水区学が丘７丁目１番17―31号
債務者　桑田　稔紀
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１号
兵庫県宝塚市中筋９丁目10番11号
債務者　武部　真也
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
兵庫県伊丹市昆陽南１丁目１番５―303号、前住所兵庫県伊丹市昆陽南１丁目１番32―206号
債務者　山口　　順
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６号
兵庫県丹波市春日町黒井2468番地
債務者　絹川　真弓
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
愛媛県松山市会津町16番11号
債務者　佐賀　礼子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１号
鹿児島県姶良市平松3665番地５
債務者　加治木　翼（旧姓西園）
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
鹿児島県曽於市財部町北俣10697番地
債務者　武田やす子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
石川県加賀市松が丘１丁目20番地29、従前の住所石川県能美市和光台１丁目94番地
債務者　畑中　裕美
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
金沢地方裁判所小松支部